

JBC ボール検査合格証の記入について

平成 26 年 7 月

JBC ボール検査合格証（記入例）

JBC		ボール検査合格証		No.○○○○○○○	
氏名	東京 太郎		所属	東京都	
J.B.C No.	13-A-○○○○○		硬度	75	
ボール名	例 1) Black Diamond Particle Pearl 例 2) ブラックダイヤモンドパーティクルボール				
ボールNo.	jp○○○○○	公認	WTBA	<input type="radio"/>	JBC
重量	6.97k g	指穴数	3	プラグ	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有()
有効期限 平成 26 年 5 月 6 日より平成 27 年 5 月 5 日					

公益財団法人 全日本ボウリング協会

本証の有効期間は 1 年間とする

本証受領後ボールにプラグ等の再加工をした場合、本証は無効とし、新たに連盟または大会本部に届け出て再検査を受けなければならない。

ドリル日 平成 26 年 5 月 1 日

(No.○○○○○ - 13 号)

公認ドリラー名 青 森 花 子 青森

検査日 平成 26 年 5 月 6 日

(No.○○○○○ - 13 号)

検査員名 佐 賀 三 郎 佐賀

連盟名 東京都ボウリング連盟

氏名・所属・J.B.C.No.

JBC 会員証に記載されている、氏名、所属(連盟)名、JBC 会員番号を記入する。

※ボール検査合格証の有効期間内に、年度切り替え等により、氏名、所属(連盟)名、JBC 会員番号が変わった場合は、新しい氏名、所属(連盟)名、会員番号を訂正してそのまま使用する。

※訂正箇所には、JBC 公認ボール検査員が確認し捺印する。(訂正印は氏名・会員番号・所属のみ使用可能)

ボール名・ボールNo.・公認 (WTBA・JBC) 欄

ボール名は、WTBA・JBC のリスト(アール・ブリスト・ボールの外箱に書いてある文字・購入するショップ等)で確認して記入する。(例 1・例 2 の様にボール名は英文字・カタカナ記入どちらでもよい)

ボールNo.は、ボールに刻印されている全ての番号を記入する。

WTBA か JBC の公認が確認できたらどちらかに「○」印を付ける。

※ボール番号の無いボール、ハウスボール等においては、認識可能な最小限の番号、記号を刻印することは認められており、識別できる刻印をするように指導する。

硬度

デュロメーターDにより、3箇所以上を所定の方法で測定し、その平均をそのボールの硬度とする。(競技終了すぐの測定はしないこと)

重量

ボールの重量は必ず「キログラム」単位で記入すること。

「重量」は台秤で計量することを原則とする。

※小数点 2 ケタまで記入してもよい

指穴数

ボールを持つための穴は 5 穴が限度です。

バランスホール、通気のための穴は、指穴の数にはプラスしない。

プラグ「無・有()」

プラグの有・無に○を付け、プラグありの場合はプラグ数(ホールのプラグ)を記入する。

親指に埋めてあるソリッドはプラグとはみなさない。

※プラグをする時のソリッドでのプラグは、中に空洞ができるため禁止。

※ボールの表面に付いた傷をプラグした時は、プラグ数に含まない。(故意にキリ等で開けた穴

有効期間

「ボール検査合格証」の有効期間は、検査日から翌年の検査日の前日までの1年間とする。

(年度有効期間ではありません)

JBC公認ボール検査員が責任を持って有効期間を記入すること。

(鉛筆での記入・日付の訂正は禁止します)

公認ドリラー名・ドリル日

ボールをドリルしたJBC公認ドリラーが、JBC公認ドリラーの責任において、ドリラー名・ドリラー番号・ドリル日を書き印鑑を押す。

※検査するボールに対し、JBC公認ドリラーとJBC公認ボール検査員は、同じであってはならない。

※「継続印」について、一度ボール検査を受け、「ボール検査合格証」の有効期間が失効し、加工等を一切しないで引き続き使用する場合は、改めてJBC公認ドリラーの方から「確認印」をいただくのは大変ですから、JBC公認ボール検査員が、失効した「ボール検査合格証」のJBC公認ドリラー名と番号・ドリル日を確認・記入の上で、「継続印」(連盟配布済)を赤色にて押す。

※新規に検査するボールは、「継続印」を押さずにJBC公認ドリラーの印をいただいて下さい。

検査日、検査員名、連盟名

ボール検査に合格した場合に、JBC公認ボール検査員の責任において、「検査日」・「検査員名」・「登録番号」・「連盟名」を記入し、JBCに登録した印鑑を押す。

JBC公認ボール検査員が、自分のボールを検査することは認める。

※ドリル前に「ボール検査合格証」に署名捺印をし、発行することは禁止する。

(ボール検査前に「ボール検査合格証」にJBC公認ボール検査員氏名が捺印された「ボール検査合格証」を発見した場合は、このJBC公認ボール検査員の資格を取消す)

有効期間内の再加工等について

「ボール検査合格証」の有効期間内であっても、ボールにプラグ及びドリル等加工を加えた場合は必ず再検査をし、新しい「ボール検査合格証」を発行する。

同じボールを2人で使用する場合について

同じボールを2人で使用する場合は、それぞれの選手に「ボール検査合格証」が必要です。

JBC公認ドリラー・JBC公認ボール検査員に不正があった場合について

JBC公認ドリラー・JBC公認ボール検査員に不正があった場合は、即座に資格喪失とし、発行された「ボール検査合格証」は無効とする。

JBC公認ドリラーへボール検査合格証の販売・発行について

「ボール検査合格証」は、JBC公認ドリラーにも発行しているが、所属連盟においてJBC公認ボール検査員が検査をして発行するものとする。その際、各都道府県連盟が定めているボール検査料金を納入し、各都道府県の印をもらう。ボール検査をする前に都道府県の印が押してある「ボール検査合格証」は無効である。

(ボール検査合格証は、ボールの検査料金であって、ボール検査合格証自体の料金ではありません)